

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 7 月 6 日現在

機関番号：12301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2019

課題番号：16K13315

研究課題名(和文) ハンセン病行政の実態解明とその継承 栗生楽泉園アーカイブスの構築

研究課題名(英文) Clarification and succession of leprosy administration

研究代表者

西村 淑子(Nishimura, Yoshiko)

群馬大学・社会情報学部・教授

研究者番号：80323327

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、文献及び国立療養所栗生楽泉園の入所者自治会が所蔵する写真等から、ハンセン病行政の実態及び栗生楽泉園の入所者の生活を明らかにしたものである。本研究では、国立療養所栗生楽泉園入所者自治会の許可を得て、同自治会が所蔵する写真(約2200枚。ネガフィルムは無し。)をスキャンして、そのデータを保存し、撮影時期及び撮影場所を確認し、写真に解説を加えてアーカイブした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、国立療養所栗生楽泉園入所者自治会が所蔵する写真(約2200枚)のデータを整理、保存し、アーカイブした。これらの写真には、古くは大正時代の湯之沢集落の様子や戦前戦後の栗生楽泉園の患者の様子などが映し出されており、当時を知る貴重な資料となっている。これまで、これらの写真の一部は、栗生楽泉園及び同入所者自治会の発行物や研究者の論文によって公表されているが、アーカイブすることにより、栗生楽泉園の歴史を広く周知し継承することができる。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to clarify the actual conditions of the administration of leprosy and the lives of the residents of the National Sanatorium Kuriu Rakusen-en based on the literature and photographs owned by the residents' association.

研究分野：行政法

キーワード：ハンセン病 栗生楽泉園 アーカイブ

様式 C-19、F-19-1、Z-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 群馬県草津におけるハンセン病患者集落の形成

群馬県北西部に位置する草津温泉は、古くからハンセン病に効果があると信じられていた。多くの患者が湯治に訪れ、1887(明治 20)年には、ハンセン病患者の集落(湯之沢)が形成され、1916(大正 5)年には、イギリス人宣教師コンウォール・リー女史が湯之沢に移住し、教会やホーム、病院、小学校、幼稚園を運営するなど、患者救済に尽力した。最盛期の1930(昭和 5)年には、湯之沢の住民は800人を超えた。

しかし、その後、官民挙げて患者隔離が推し進められ、ついに1941(昭和 16)年、群馬県は湯之沢に移転命令を発し、湯之沢は解散した。

(2) 旧らい予防法の制定と国立ハンセン病療養所栗生楽泉園の開設

1931(昭和 6)年に、すべてのハンセン病患者の療養所へ入所を定める旧らい予防法が制定され、その翌年に、湯之沢の患者の収容を目的とする国立療養所栗生楽泉園が開設された。栗生楽泉園には、資産を有する患者が、自費で家を立てることができ、健康な付添人と一緒に暮らすことのできる自由地区があった。

栗生楽泉園には、1938(昭和 13)年から1947(昭和 22)年まで特別病室(重監房)が設置され、延べ93人の患者が収監され、うち23人が亡くなったとされている。また、入所者自治会によれば、栗生楽泉園においては、開園以来26人が強制墮胎された。

ハンセン病患者を隔離施設で裁いた「特別法廷」は、1947(昭和 22)年から1972(昭和 47)年に95件実施された。うち3件(1950年に殺人事件、1954年に強盗事件、1955年に盗品の処分あっせん事件)の特別法廷が、栗生楽泉園で行われた。

(3) 栗生楽泉園の入所者の動向

栗生楽泉園の入所者は、開園した1932(昭和 7)年度末には3名に過ぎなかったが、1944(昭和 19)年にはピークを迎え、同年度末には1335名となった。2019(令和元)年5月1日現在61名である。

2. 研究の目的

本研究は、文献及び国立療養所栗生楽泉園の入所者自治会が所蔵する写真等から、ハンセン病行政の実態及び栗生楽泉園の入所者の生活等を明らかにしようとするものである。

3. 研究の方法

本研究は、以下のような方法・手順で行なった。

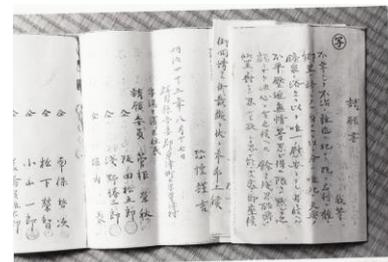
国立療養所栗生楽泉園入所者自治会の許可を得て、同自治会が所蔵する写真(約2200枚。ネガフィルムは無し。)をお預かりした。①これらの写真をスキャンして、そのデータ保存する。②影時期及び撮影場所を栗生楽泉園入所者自治会「風雪の紋—栗生楽泉園患者50年史」、同自治会「高原」、国立療養所栗生楽泉年報及び草津町「草津温泉誌」等で確認する。③写真に解説を加える。④ウェブサイトを制作し、これにアーカイブする。ウェブサイトの公開範囲及び公開時期については、関係者と協議中である。

4. 研究成果

(1) 1931(昭和 6)年まで

①湯之沢住民の内務大臣宛て部落存続請願書(写真 1)

草津町山本与平次は、1910(明治 43)年3月20日付で湯之沢癩部落移転請願書を群馬県知事神山閏次に宛て提出した。湯之沢の患者住民は、これに激しく反発し、同年8月17日付で内務大臣に湯之沢部落存続請願書を送った(「風雪の紋」33頁)。



(写真 1)

②草津聖バルナバ教会の建築風景(写真 2)

1916(大正 5)年に、コンウォール・リー女史は草津に移住し、草津聖バルナバ教会を設立した。写真中央左側の椅子に腰かける女性がリー女史。



(写真 2)1917 年撮影

③服部けさ(左)と三上千代(右)(写真 3)

服部けさ(1884~1924年)は、福島県出身。1917(大正 6)年に聖バルナバ病院の医師となる。

三上千代(1891~1978年)は、山形県出身。1916(大正 5)年に全生病院の看護婦として着任し、翌年聖バルナバ教会に勤務。1924(大正 13)年に、服部けさと鈴蘭医院を開院したが、直後に服部が急逝。翌年、鈴蘭園を開設するも、1931(昭和 6)年に閉鎖された。

④草津郵便局湯之沢分室(写真 4)

三上千代の働きかけにより、1929(昭和 4)年に、鈴蘭医院の建物を改修して、設置された。日本で最初に SK 式消毒器が置かれ、患者の差し出す郵便物の消毒に使用された。



(写真 3)

(2) 1932(昭和 7)年～1945(昭和 20)年

①自由地区患者温泉浴場 栗の湯(写真 5)

当時園内には、2 つの患者温泉浴場があった。自由地区に居住する患者専用浴場は栗の湯。これらの浴場の湯は、草津町との契約に基づき、「白旗の湯」から引かれていた(昭和 8 年栗生国立療養泉園年報)。



(写真 4)



(写真 5)



(写真 6)

②栗生保育所全景(写真6)

1933(昭和 8)年、いわゆる「未感染児童」の保育を目的として、園内に保育所が開所された。1938(昭和 13)年当時、保育所では、1 歳から 12 歳までの子ども 54 名、13 歳以上の子ども 1 名、合計 55 名が生活していた。保育所における子どもたちの生活環境は、劣悪であったとされる。

③湯之沢集落移転相談(写真 7)

所群馬県は、1941(昭和 16)年 3 月、湯之沢移転交渉委員会を設置し、移転交渉を開始した。移転交渉委員会の委員(「風雪の紋」94 頁)。

④栗生楽泉園開園 10 周年祝賀記念(写真 8)

1942(昭和 17)年 11 月 16 日、開園 10 周年記念式典挙行(「風雪の紋」420 頁)。中央公会堂の前で撮影。湯之沢からの移転が完了し、同年度末の栗生楽泉園の入所者は、病床数が 835 であったにもかかわらず、1,263 名に上った。

⑤栗生楽泉園看護員養成所卒業式(写真 9)

看護員養成所は、1937(昭和 12)年に創立。第 5 回卒業式。1951(昭和 26)年に閉鎖され、翌年、栗生楽泉園付属准看護学院が開校した。



(写真 7) 1942 年撮影



(写真 8) 1942 年撮影



(写真 9) 1943 年撮影

(3) 1946(昭和 21)年～1975(昭和 50)年

①生活養護・要求貫徹実行(写真 10)

1947(昭和 22)年 8 月 19 日に開かれた第 3 回患者大会において、「生活養護・要求貫徹実行委員会」が発足。生活保護費の支給、不良職員の追放を要求し、また、作業賃や特別病室の問題についても追及し、施設との交渉に当たった。翌年、その任務を終え解散した(「風雪の紋」245 頁)。



(写真 10) 1948 年撮影

②総和会事務所(写真 11)

患者の自治組織「五代会」は、1947(昭和 22)年 4 月に「総和会」と改称(「風雪の紋」228 頁)。翌年、総和会事務所は、汽缶棟東土堤下の、湯之沢から移築してきた二階建ての津久井館を改修し、移転した(「風雪の紋」428 頁)。



(写真 11)1948 年撮影

③高松宮殿下来園(写真 12)。

1947(昭和 22)年 8 月 1 日、高松宮一行来園(写真 12)。当時すでに収監者のいなかった「特別病室」を視察した。また、保育所を視察し、その整備の悪さ、不衛生を指摘したとされる(「風雪の紋」236 頁)。



(写真 12)1947 年撮影

④国会調査団(写真 13)

1947(昭和 22)年 9 月 21 日国会(厚生委員会)の調査団(武藤運十郎団長、小暮藤三郎、飯村泉各委員)が来園し、調査が行われた。患者らは調査団を中央公会堂に迎え、特別病室問題、職員の不正事件、患者の待遇改善等を訴えた(「風雪の紋」263 頁)。



(写真 13)1947 年撮影

⑤納骨慰霊塔竣工・除幕式(写真 14)

栗生楽泉園には、開園以来、納骨堂がなかったが、1948 年(昭和 23)年に竣工し、11 月 1 日に除幕式が行われた。納骨堂には、891 柱の遺骨が納められた(「風雪の紋」270 頁)。



(写真 14)1948 年撮影

⑥プロミン注射を待つ人々(写真 15)

1948(昭和 23)年 10 月下旬より、栗生楽泉園でもプロミン注射による治療が始まった。当初、望者約 900 名に対し 44 人分しかなかった(「風雪の紋」269 頁)。全国の園で連帯したプロミン獲得運動が展開され、翌年には、患者の要求が実現した。栗生楽泉園の上地区にある恩賜治療室の前でプロミン注射を待つ人々。



(写真 15)1949 年撮影

⑦菊花展(写真 16)

1949(昭和 24)年 11 月の文化祭行事の1つとして、青年会館を会場に行われた。この文化祭における展覧会は、絵画、書道も加わり、草津町から湯治客も含め多くの参観者が、来園するようになって、患者と一般社会の交流を広げる場となった。菊花展は年々盛況となり、大変評判となった(「風雪の紋」376 頁)。



(写真 16)1949 年撮影

⑧盆踊り大会(写真 17)

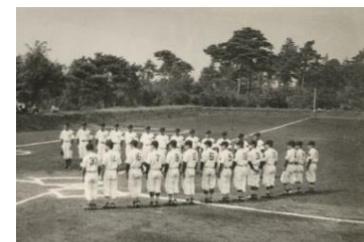
1950(昭和 25)年頃には、上地区グラウンドで盆踊りが催され、患者たちは夜の更けるのを忘れて踊りに興じた。



(写真 17)1950 年撮影

⑨多磨全生園との親善野球大会(写真 18)

1950(昭和 25)年 9 月、多磨全生園より親善野球団 16 名来園。9 月 11 日より 3 日間の歓迎野球大会を開催。



(写真 18)1950 年撮影

⑩栗生望学園(写真 19)

1941(昭和 16)年、湯之沢の解散に伴い、湯之沢にあった望小学校の校舎が栗生楽泉園下地区グラウンド西側に移築され、「望学園」となった。1954(昭和 29)年に、患者児童・生徒のための草津小中学校第一分校として認められ、2名の教員が着任した(「風雪の紋」331頁)。1961(昭和 36)年、児童がいなくなり閉校した。



(写真 19)

⑪予防法闘争(写真 20)

1953(昭和 28)年第 16 回国会においてらい予防法改正案が成立した。両院における法案審議中に患者運動が急激に高まった。栗生楽泉園では、同年 6 月らい予防法改正促進栗生支部委員会が結成され、患者総決起大会を開催、7 月 22 日よりハンスト、管理作業ストなどを実施した(「風雪の紋」306頁)。



(写真 20) 1953 年撮影

⑫供養碑の除幕式(写真 21)

園内の火葬場は、1964(昭和 39)年に老朽化により廃止された。1977(昭和 52)年に入所者の恩田五郎左衛門が、自治会に火葬場跡地周辺の残骨収拾と供養碑の建立を申し出て、その資金として 120 万円の寄付をした。これを受けて自治会は、入所者全員と職員その他の寄付金を加え 147 万円の資金で、火葬場跡地に供養碑を建立し、同年 9 月 22 日に除幕式を行った(「風雪の紋」357頁)。



(写真 21) 1974 年撮影

(4) 1976(昭和 51)年から 2001(平成 13)まで

①重監房(特別病室)跡記念碑(写真 22)

1938(昭和 13)年に設置された特別病室は、1947(昭和 22)年に廃止された。現在は、基礎部分を残すのみとなっている。栗生楽泉園の開設 50 年を迎えた 1982(昭和 57)年に、特別病室の跡地に「重監房跡」と刻んだ石碑を設立した。



(写真 22) 年 1982 撮影

②らい予防法廃止・新法制定記念の集い(写真 23)

1996(平成 8)年 6 月 28 日栗生楽泉園でらい予防法廃止・新法制定記念の集いが中央会館で開催された。らい予防法の廃止に尽力した大谷藤郎氏が講演した。



(写真 23) 1996 年撮影

③坂口厚生労働大臣重監房跡視察(写真 24)

2001(平成 13)年 5 月 11 日、熊本地裁で、らい予防法違憲国家賠償請求訴訟の原告勝訴が出された。政府は控訴を断念し、判決は確定した。坂口厚生労働大臣は、同年 7 月 18 日に栗生楽泉園を訪問し、謝罪するとともに、重監房跡を視察した。

(5) おわりに

ハンセン病元患者の家族が受けた差別被害に対する補償法と家族への差別の解消を明記した改正ハンセン病問題基本法が成立した 2019 年 11 月 15 日、栗生楽泉園では、差別と偏見の歴史を伝える石碑「人権の碑」が建立された。これらを見届けたかのように 2020 年 3 月 15 日、患者の権利回復とハンセン病政策の歴史の継承に尽力された栗生楽泉園入所者自治会長藤田三四郎氏が、94 歳で亡くなられた。

生前、藤田三四郎様には、ハンセン病に関する教育研究にあたりご指導とご協力を頂きました。本研究においては、栗生楽泉園の歴史に関する貴重な資料をご提供頂き、また、ご教示頂きました。深く感謝申し上げます、ご冥福をお祈り致します。



(写真 24) 2001 年撮影

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 西村淑子	4. 巻 2439
2. 論文標題 ハンセン病家族訴訟熊本地裁判決の概要と意義	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 333-335
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----